

平成26年定例第2回市議会会議録(第1日)

平成26年6月13日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	総務課長	平木啓喜
副市長	高野道生	企画財政課長	坂田良二
教育長	長岡廣道	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	梅津俊朗
総務部長	塚野仙哉	環境衛生課長	冨重巧斉
保健福祉部長	松藤泰大	農林水産課長	大津光若
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	商工観光課長	松尾博
環境経済部長	横尾健一	上下水道課長	内野逸雄
建設都市部長	石橋慎二	健康づくり課長	加藤康志
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	学校教育課長	田中裕樹
消防長	塚本哲嘉	教育部指導室長	稗田賢次

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 諸般の報告（一部事務組合の経過報告）
- (5) 請願付託の報告
- (6) 議案一括上程
- (7) 提案理由説明
- (8) 報告第1号 平成25年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- (9) 報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について
 - (10) 承認第1号 専決処分の承認について（専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定）
 - (11) 承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
 - (12) 議案第23号 みやま市立学校設置条例及びみやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について
 - (13) 議案第24号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 - (14) 議案第25号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (15) 議案第26号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第1号）
 - (16) 議案第27号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - (17) 議案第28号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- （追加日程）
- (1) 発議第2号 みやま市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

午前9時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから平成26年第2回みやま市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。中島議会運営委員会委員長、お願いします。

○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）

おはようございます。議会運営委員会委員長報告をいたします。

平成26年第2回定例会の運営につきまして、6月2日に議会運営委員会を開催いたしまし

たので、その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は請願1件、報告2件、承認2件、議案6件でございます。

第2に、本会議の開催は本日6月13日から6月25日までの13日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

第4に、審議方法について以下申し上げます。

請願第1号の1件につきましては、全体審議といたします。承認第1号から承認第2号までの2件につきましては、即決といたします。議案第23号から議案第25号までの3件につきましては、各常任委員会付託、議案第26号から議案第28号の3件につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの13日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月25日までの13日間に決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、14番坂口孝文君、15番井手敏夫君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員、お願いします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

私たち監査委員2名は、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告を申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成26年1月分を2月26日、2月分を3月26日、3月分を4月25日に実施をいたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、また指摘事項もございませんでした。全て適正に処理をされておりましたことを御報告申し上げます。

以上、御報告を終わります。

日程第4 諸般の報告（一部事務組合の経過報告）

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 諸般の報告、各一部事務組合の経過報告について、東山老人ホーム組合議会の報告を求めてまいります。8番近藤新一君、お願いします。

○8番（近藤新一君）（登壇）

皆さんおはようございます。東山老人ホーム組合議会報告をさせていただきたいと思います。

第1回組合議会が平成26年3月27日に開催をされました。

第1号議案は、組合監査委員の選任についてでありました。当組合の識見者、監査委員を長い間お務めいただきました田中明彦氏が3月25日をもって任期満了になりました。その後任として山川町の尾野にお住まいの長瀬憲治氏の選任に同意をいたしたところであります。

参考のために申し上げておきますと、長瀬氏は大学卒業と同時に郵政畑を一貫して歴任をされております。平成24年3月に野町郵便局長を退職されており、現在63歳であります。

第2号議案は、東山老人ホーム組合職員の再任用に関する条例の制定についてであります。これは、現在あります当職員の定年に関する条例を平成26年4月1日より改正をして、同日より施行するものであります。提案どおり、条例制定を決定いたしましたところであります。

第3号議案は、当組合の平成26年度一般会計予算についてであります。歳入歳出予算総額それぞれ242,830千円であります。前年度に比較をいたしまして4,421千円の減であります。率にいたしまして1.8%の減額であります。みやま市と柳川市のそれぞれの分担金は、みやま市56%、柳川市44%であります。

以前にも申し上げておりますように、当ホームの定数は85名でありますけれども、今までの経過からいたしまして、本年度も72名の入所を予定し、予算を計上いたしておるところであります。審議の上、全員で承認決定をいたしたところであります。

以上で議会御報告は終わりますけれども、楠寿園の現状について少し触れておきたいと思っております。

当施設の民営化について以前から当局に検討をお願いいたしておりましたが、御回答をいただきましたので報告いたしておきたいと思っております。

議会開会が3月27日ということもあつたんだろうとは思いますが、次のような回答でございました。「新しい事務体制になってから、柳川市、みやま市からそれぞれ1名ずつ担当者に出ていただき、検討したい」と、以上のような回答でございました。

以上をもちまして、東山老人ホームからの報告を終わります。

日程第5 請願付託の報告

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 請願付託の報告について、請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願について、紹介議員の説明を求めてまいります。6番川口正宏君、お願いします。

○6番（川口正宏君）

皆さん、改めましておはようございます。それでは、早速、アスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願について紹介させていただきます。

戦後、アスベストが大量に輸入され、建材だけでなく、自動車や電気製品の部品などにも大量に使用されてきました。アスベスト被害は、肺がんはもとより、悪性中皮腫や肺線維症などが20年から40年かけて発生するものと言われており、ヨーロッパやアメリカでは1973年にはアスベスト被害が認定されております。

日本においては、1975年に吹きつけアスベストの使用だけが禁止され、建材製造企業については従業員の定期的な塵肺検査などを義務づけてきましたが、そのほかについては飛散防

止や健康被害の予防を図るだけで、そのため、アスベストを含んだ建材を大量に使用する建設業者の被害は甚大なものになっております。

国が全面的に使用を禁止したのは、吹きつけ禁止をして30年後の2006年9月です。今後、アスベストによる被害者は、ますます増大していくものと考えられます。現在、全国で建設業に従事していたアスベスト被害者たちの裁判が係争中です。

長くなりますが、ここで被害者の声を一部御紹介させていただきます。

「夫は責任感が強く、家庭思いのいい人でした。なのに、アスベストが原因で肺がんになり、苦しい闘病生活の末、亡くなりました。建材の中に有害物質が入っているとも知らず、「ただ一生懸命働いてきたのに、こんな病気になるなんて……」と悔しがり、2人でタオルを絞るほど泣いた日々もありました。健康も家族の幸せも全て奪われ、激痛の中でやり場のない悔しさ、悲しさ、無念な思いを短歌に託してコントロールしていました。」

そこで短歌の一部を紹介します。

「妻を責め アスベストだと悔しがる 俺の無念さ誰にわかるか」「苦勞かけ すまぬ思いで手を合わす 声を殺して泣いている妻に」「叫びたい 憎い悔しいアスベスト 誰がつくった舞い散る悪魔」「一本の わらにもすがるこの命 祈る思いで生きていたいと」「父さんは病気知らずと自慢した 地獄の苦しみあうと知らずに」「アスベスト 苦しみもがくこの命 家族巻き添え我が身を責める」「まな板の 上に置かれし我が命 願い叶わず涙でむせぶ」「還暦を 笑顔で祝う皆の顔 ただ懐かしく幻となり」「アスベスト 命犯され日々涙 奇跡信じて妻と二人で」「内孫と 遊ぶ姿を夢に見た はかない願い遠い彼方へ」、これは御主人がまだ見ぬ孫へ、自分が生きた苦闘のあかしを1年生ぐらいになったら年に1回でよかけん、俺の無念な思いの歌を詠んでやってくれ、頼むけんねと言って渡された声でございます。

このように、被害者の方々は苦しい状況に立たされております。皆様にはこの請願書の趣旨を十分理解いただいて、国への意見書提出に御賛同いただきますよう、よろしくお願いたします。終わります。

○議長（牛嶋利三君）

この請願第1号は全体審議といたします。

日程第6 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案の一括上程を行います。

報告第1号から第2号までの2件、承認第1号から第2号までの2件、議案第23号から第28号までの6件を一括議題といたします。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日、ここに平成26年第2回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案について、御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております報告第1号 平成25年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、議案第28号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの10件でございます。

まず、報告第1号 平成25年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、繰越明許費に基づき、平成26年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度の経営状況を議会に報告するものでございます。

次に、承認第1号 専決処分の承認について「専決第1号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定」及び承認第2号 専決処分の承認について「専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第23号 みやま市立学校設置条例及びみやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定につきましては、飯江小学校の仮設校舎を山川南部小学校に設置するため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第24号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防法施行令の一部改正に伴い、屋外催しの防火管理体制の構築等を図るため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第25号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の額を引き上げるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第26号から第28号までの3件につきましては、平成26年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、まず市税や料金など納付者が納めやすくするため、コンビニ納付を導入するためのシステム整備費を計上いたしております。

また、ごみ排出が困難な方を支援する福祉収集や紙おむつのリサイクルのモデル事業費を追加いたしております。

このほか、エネルギー政策推進室の設置や、統合小学校建設に伴う仮設校舎への移転のための経費などを計上いたしております。

また、特別会計予算につきましては、後期高齢者医療の事務費と公共下水道事業の債務負担行為を追加いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上が、今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと皆さんにおわびと訂正をしておきます。

日程第6からいきなり日程第7が、市長の提案理由説明に入らなければいけないところを、市長の挙手が早かったものですから、そのまま引き続いて一括上程の中で提案理由の説明をいただきましたので、ちょっと皆さんに抜けましたこと、おわびをしておきたいと思っております。

日程第8 報告第1号

○議長（牛嶋利三君）

それでは、続きまして日程第8. 報告第1号 平成25年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明を求めてまいります。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

おはようございます。総務部長の塚野でございます。それでは、私のほうから報告第1

号 平成25年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

さきの平成26年3月議会で議決いただきました平成25年度みやま市一般会計補正予算（第5号）で定めました繰越明許費に基づきまして、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、平成26年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

建設資機材の不足や人手の不足などで年度内に完成できなかった事業や、用地・補償の都合で完成できなかった事業など、全10件の事業につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、平成26年度に繰り越して執行するものでございます。また、その財源につきましても事業ごとに説明し、報告をいたしております。

以上、報告第1号 平成25年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号 平成25年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第9 報告第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について、説明を求めます。横尾環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（横尾健一君）（登壇）

おはようございます。それでは、報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について、御説明を申し上げます。

本件につきましては、道の駅の指定管理者であります株式会社道の駅みやまの平成25年度の経営状況を地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

道の駅みやまは、平成23年3月27日に開駅し、3年が経過をいたしました。

道の駅は、道路や地域の観光などに関する情報の提供、休憩施設の提供、地域の農水産物や商工品等の販売などを行うことにより、地域の振興や農業の振興、市民や道路利用者等へのサービスの提供を行ってきました。

主な事業といたしましては、特産品直売所「がまだしもん」におきまして、新鮮で安心・安全な特産物の販売をするとともに、テレビやラジオなどマスコミを利用した、みやま市の知名度アップにも努めております。

事業内容につきましては、資料の1ページの平成25年度事業報告書及び平成26年度事業計画書の中段であります②の運営方法に記載されておりますとおり、平成25年度中の道の駅直売所の購入者は、販売受託品44万9,000人、仕入商品6万1,000人、合計51万人となっております。

また、売上高は販売受託品630,000千円、仕入商品85,000千円、合計715,000千円で、売上高で前年度と比較して13.3%の増となっております。税引き後の当期純利益は、5ページの損益計算書の一番下に記載されておりますとおり、22,898千円となっております。

売上高及び購入者数ともに当初予測を上回り、市に対して15,000千円の寄附を行っております。

なお、市への15,000千円の寄附金は、昨年同様、農林水産業振興基金に積み立てております。

以上、報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告につきまして、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告についてを終わります。

日程第10 承認第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 承認第1号 専決処分の承認について（専決第1号 みやま市税条例等の一部

を改正する条例の制定) について、提案理由の説明を求めます。坂梨市民部長兼市民課長、お願いします。

○市民部長兼市民課長（坂梨一広君）（登壇）

おはようございます。承認第1号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第1号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、みやま市税条例につきまして、所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしまして、法人住民税の改正では、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、平成26年10月1日以降の事業年度分から、法人税割の税率を12.3%から9.7%に引き下げるものでございます。引き下げ相当分につきましては、地方法人税が国税として創設され、地方交付税の原資となるものであります。

次に、固定資産税では、社会福祉法人その他政令で定める者が、小規模保育事業、あるいは認定こども園の用に供する固定資産について、非課税の範囲に追加するもので、子ども・子育て支援法の施行の日から適用となります。

最後に、軽自動車税の改正では、平成27年度以降に新たに取得される軽自動車等について、1.5倍、あるいは1.25倍に税率を引き上げるとともに、平成28年度から、環境性能を強化する観点から、最初の新規検査から14年を経過した四輪車等について、約20%の重課を行うものであります。

参考として、資料を配付しておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。承認第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があ
っておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第1号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認について（専決第1号 み
やま市税条例等の一部を改正する条例の制定）は、承認することと決定をいたしました。

日程第11 承認第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市国民健康保険税
条例の一部を改正する条例の制定）について、提案理由の説明を求めます。坂梨市民部長兼
市民課長、お願いします。

○市民部長兼市民課長（坂梨一広君）（登壇）

承認第2号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自
治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分をしましたので、同条第
3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、同年4月1日
から施行されたことに伴い、みやま市国民健康保険税条例につきまして改正を行ったもので
ございます。

改正の内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る
課税限度額を、それぞれ20千円ずつ引き上げることとするものです。

また、被保険者均等割額、世帯別平等割額を算定する際の、5割軽減及び2割軽減の対象
となる世帯の軽減判定取得基準額の引き上げを行い、低所得者に対する軽減措置の拡充を行

うものであります。

参考として資料を配付いたしておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。承認第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第2号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）につきましては、承認することと決定をいたしました。

日程第12 議案第23号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第23号 みやま市立学校設置条例及びみやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。大津教育部長兼教育総務課長お願いします。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）（登壇）

おはようございます。議案第23号 みやま市立学校設置条例及びみやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の4校統合小学校を、現在の飯江小学校所在地に建設するため、同校が平成26年9月に、山川南部小学校敷地内の仮設校舎へ移転することに伴い、関係条例を改正するものでございます。

まず、みやま市立学校設置条例の改正内容といたしましては、飯江小学校の所在地番を高田町舞鶴257番地1から、現在の山川南部小学校所在地の山川町重富121番地へ変更する改正でございます。

次に、みやま市立学校施設設備利用条例の改正内容といたしましては、現在の飯江小学校の移転に伴い、移転後の飯江小学校には夜間照明設備がありませんので、条例の「別表の3 夜間照明設備」の表のうち、「飯江小学校運動場」の項を削除する改正でございます。

本条例の施行日につきましては、2学期が始まります平成26年9月1日としております。

なお、現在の飯江小学校の夜間照明設備は、統合小学校の工事が始まります11月までは、使用すること自体は可能ですので、地元少年ソフトボール等の利用については、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

プレハブを南部小学校につくるということについて、いろいろと署名運動とかしたんだけど、感想的に申しますと、住民の理解が、特に父兄の中で十分な理解が得られていなかったんじゃないかということを認識しております。

それで、プレハブについて80,000千円が署名活動の最中に43,000千円で決まりました。これ消費税抜きでね。こういう実態があります。

それでお聞きしたいのは、プレハブで校舎は当然つくるとして、職員室とか校長室、これもつくるようになっているのかどうか。それを計画するに当たって、福岡の大名小学校、ここは校長室と職員室は共用にしているね。そういうことを検討した経過があれば、そこら辺踏まえて報告をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

先ほどの御質問に対しましては、既に全協の中でも御報告を申し上げておりますので、かなり重複するかとは思いますが、住民の理解はいただいているものと判断をしております。そのあかしといたしまして、先月29日に学校統合協議会が発足をいたしました。地域の方々も十分御理解をいただいているものと思います。

それから、大名小学校は一気に2校の職員室ができたのではございませんで、2年、3年かけて教職員の理解が深まると同時に同じ職員室になったということで聞いておりますので、今回はそこまで検討はいたしておりません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

大名小学校の例は前から聞いておったんだけど、最初は別々だったんだけど、2年、3年かけて一緒がいいだろうということで、そういうふうになったというふうに思います。どうせ統合するんだから、それぞれの学校のいろんな差異みたいなやつを話し合いによってなくしていこうと。そして、よりよい学校をつくらうということで、校長室も一緒、職員室も一緒というふうになったと私なりには理解していましたんですけどね。

今回は、南部校と飯江校と一緒にあって、片一方はプレハブで勉強するというだけでも、私はいつも議員になって思うんだけど、要するに税金だから、人の金だから、これは節約という概念が全然ないと。それで、よく先生方同士でも話し合って、大名小とかも見学に行って、どういういきさつでそういうふうになったかを勉強しながら、どちらがいいかということですよ。可能であれば、僕は実際可能と思いますよ、少ない人数だから。それをあえて、校長室を別につくる、職員室もつくる、こういうやり方というのが非常に目立っていると。お金を使えばいいやないかと、極端なことを言うたらね。だから僕もずっと、東部小に持ってきたらいいやないかとか、それはでけんと言うから、そんなら半分に割ったらいいやないかとか、いろいろしましたけれどもね。しかし、それは考え方の違いで、教育委員会の考えで。そうすると、ここら辺の人は非常におとなしいから、もう決まりましたよとかいうようなことで、反論も非常に少なかったというふうなことを聞いているけれども、いずれにしろ、もっと僕は住民とかに聞いて、どっちがよいかんもと。飯江小学校についても、

子供たちは説明だけで、実際、例えば、柳川のプレハブ校舎とか見学に連れて行くべきだと僕は言うたけど、全然それもしないでしょう。それは全員賛成、全員反対じゃないですよ。だから、そういったやり方を僕は非常に不満に思っているわけ、教育委員会のやり方を。ですから、もう時間がないからないからということじゃなくてね。しかし、貴重な住民の税金を使うんだから、できるだけ節約して使うというような方向性が見られないわけ。ですから、そこら辺は今後も出てくると思うけれども、もう決まってしまったからしょうがないやないかと言っても、一言言うとかんと、どんどんエスカレートして行ってですね。

みやま市も、この前の総務省の日本創生会議では、2040年には消滅すると言っていますよ。ですから、財源も非常に大切に使うにやいかん。そういうことを、決まっておるからね、言ってもしょうがないんだけど、今後のこともあるから一応苦言を呈しておきます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

先ほど大津部長のほうから説明がありました施設の利用についてですけど、飯江小学校の運動場の夜間照明を削除すると。これは施行が9月1日からで、11月までは臨機応変に使えるようにするということですが、これ以降はこの施設は全く使えない状態に持っていくのか、今後、住民の利用、活用ができるような状態になるのか、この雰囲気だともうなくしてしまうというような考えになりますけど、その辺の説明をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

造成工事に入りますのが、ことしの暮れあたりからということで計画をしておりますので、それまでは地元の少年スポーツ団体等の利用についてはできるだけ便宜を図っていききたいというふうに考えております。ただし、これを公に、どうぞ使ってくださいということになりますと調整が非常に難しい面が出てきますので、少なくとも地元の方の便宜は図っていききたいというふうに思います。

おっしゃるように、造成工事に入っていきますので、これ以降については新しい学校ができるまではグラウンドの使用ができなくなりますので、そういったことで御理解をいただき

たいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

当然、工事期間中は飯江小学校の運動場を含め、工事中で住民は入れないという形が出てくるとは思いますけど、その辺は地区住民はほかの地区を利用するなり、そういった対応で了解をいただいているというふうに考えればいいんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

飯江の、特に支館を中心とした、地元のいろんな文化団体もありますし、スポーツ団体もございますけれども、支館長さんを中心に会合を持っていただきまして、そこに教育委員会のほうからも御説明に参りました。そして、どういったふうなやり方がいいのかということで御意見も伺って、近隣の山川中学校のグラウンド、それから当然、飯江、南部小学校のグラウンドも飯江校区の方に使っていただく、それから山川市民センター、こういったところも柔軟に対応したいということでお話をしておりまして、一定の理解をいただいているものと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今、施設の利用状況の件ですが、利用条例ですね。これに、今回4校統合小学校の件に関連して、このような表をつくって改正案、現行ということになっておりますが、この際ちょっとお聞きしたいんですが、各小・中学校の運動場、それから屋内の件は略ということで省略してあるようでございますけれども、この利用時間、小学生、中学生等が利用する時間が非常にそこそこでまちまちのようでございますが、私が聞いているところでは、小学生については8時までと、中学生は9時までというような条件がついていると思うんですが、これは徹底をされているのでしょうか。それともう1つ、9時に全て後片づけをして、その施設を退かにやいかんのか、9時まで、例えば8時なら8時まで使って、それから後片づけを

して、8時20分、30分に出て行けばいいのか、そこら辺の徹底が非常にされていないということで、ここで聞く分についてはちょっと場違いかなとも思うんですが、ついでのところ、今回4校の統合小学校についてのこういう条例の改正ということでございますので、今の件についてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

施設の利用につきましては、それぞれの団体で責任者の方がいらっしゃるしまして、その方の名前で利用の申請がなされるわけでございますけれども、一定のルールは決めておりますので、それに従ってやっていただくように、こちらのほうからも指導をしていきたいと思えます。仮に21時ということであれば、21時に退去というのが基本的な考えになると思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

だから、今おっしゃりよるから、これが非常に以前の体育施設担当のお答えと違うんですよ。例えば、小学生が8時までとなっておれば、8時まで使って後片づけをして、20分程度か30分程度かかるでしょうから、後片づけをするまで、だから実務がその時間で、後片づけは別な時間ですよというようなことで今まで指導をしてきていただいております。それが場所によって違うんですね。だから、使われる方によって非常に混乱をしておるということですから、そこら辺ははっきり決めていただかんと、今、条例の中でもそういった細かいところまでちゃんとうたってありますか、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）

そこまではうたっておりませんので、実態を把握いたしまして、利用者の方々の御意見も伺って、一定のルールづくりを徹底したいと思えますので、今しばらく時間をいただきたいと思えます。どうぞよろしく願いします。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

ぜひそれはやってもらわにゃいかんですけども、こういうことになって、もう何年でもたっています。ですから、野外で小学生がソフトボールをするときには、中学校は今、自分たちで電気を消すんですが、管理人さんたちがおるところは管理人さんがもうぼっと電気を消されるんですね。そういうふうなところで非常に不満があるところもあるようでございますので、そこら辺の取り決めはびしっとしていただかんと、まちまちということになります。

以上、そこら辺も、できれば9時まで利用できるというなら9時まで実務的なことで、次、後片づけを20分程度とっていただければというふうに私は思っておりますが、その点も考慮していただいて、しっかり決めていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号は総務文教常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第13 議案第24号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第24号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。塚本消防長、お願いします。

○消防長（塚本哲嘉君）（登壇）

おはようございます。議案第24号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、消防法施行令の改正に伴い、みやま市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

本条例の概要といたしましては、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるための改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号は厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第14 議案第25号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第25号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。塚本消防長、お願いします。

○消防長（塚本哲嘉君）（登壇）

議案第25号 みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成25年12月に公布された消防団を中核とした地域防災力の充実に関する法律の

制定に伴い、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、消防団員退職報償金の額が改定されたことに伴い、これに準じ、みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正するものでございます。

本条例の概要といたしましては、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員退職報償金支払い額の最低支給額を200千円とし、その他一律50千円の増額をするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

不勉強で申しわけないんだけど、まず1点目が、これは非常勤の消防団員の退職金ということだったんだけど、ことし大分退職されていますけれども、消防署職員の平均退職金の額を教えていただきたい。

それから、私も説明を受けていなかったとは思うんだけど、今度は消防長は、本来は退職だったんですけれども、特例というか、どういう理由かはよく知らないんだけど、1年延期されていると。後任に適切な人がいなかったとかいろいろあるかもしれませんが、1年か2年か、いずれにしろ、消防長が60歳になられた後もされるということですね。それで、こういうことを聞くとあれなんですけれども、だから身分はずっと消防長のままですよ。それで60歳になられてから、退職金はもらわれて、またされているのかね。そこら辺はどうなのか教えていただきたい。

それから、消防長をあと何年続けられる予定なのか。だから、62、63、65ぐらいまでも消防長を続けられるのか。（「議長、いいですか。消防団員に関することだから関係ない」と呼ぶ者あり）一連の関連でよかやっか、消防と、だから。（「消防団のことですよ」と呼ぶ者あり）団でも退職金になるからいいやないか。（「非常勤消防団に関する」と呼ぶ者あり）いや、だから、その関連だから、同じ退職金やからええやない、それ。聞いていいやない。何でも一聴取不能（「ちょっと、あの」と呼ぶ者あり）あれがあろうが。だから、はい、以上。これは答えられる範囲で。

○議長（牛嶋利三君）

議案そのものからちょっとそれとるけんですね。（「それとらんじゃない、退職金の話やろうが。退職金がね、普通の団員は幾ら、じゃ、普通の職員は幾らかいち、いろいろ差があるか知りたいわけやろう、一般の人は」と呼ぶ者あり）執行部もそれで答えられる部分だけをですね、（「答えられる分だけでいいよ」と呼ぶ者あり）あれしてくれんですか。消防長の継続的な部分のそういったことは議案外ですからね。（発言する者あり）ちょっと待つて、答弁できますか。（発言する者あり）（「非常勤消防団員の退職金の」と呼ぶ者あり）その関係だけですよね。（発言する者あり）うんにゃ、それはちょっと答弁できんです。議題外ですから。（発言する者あり）そうですね、はい、消防長。

○消防長（塚本哲嘉君）

先ほど御質問いただきました消防団員の退職報償金の件につきましては、議案第25号の資料のところ、みやま市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例というところで、一応詳細を記載していると思いますので、よろしかったらそれを参考にして見ていただければと思っております。（発言する者あり）現在、署員の退職金については私のほうではちょっとわかりかねます。これは総務のほうでやっていただいておりますので。

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

消防団員の退職金につきましては、この表に記しておるとおりでございますけれども、消防職員の退職金につきましては、ちょっと今、現時点で把握ができておりませんので、後でお尋ねいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

これは田中議員、消防職員じゃなくて団員に係る退職報償の関係ですからね。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第25号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第15 議案第26号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第26号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

おはようございます。議案第26号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ170,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17,605,560千円といたしております。

まず、歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

予算書6ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、2項5目. 総務費国庫補助金13,000千円でございますが、住民基本台帳や市税など、総務省所管の社会保障・税番号制度のシステムの整備に係るものでございます。

続きまして、15款. 県支出金でございますけれども、15款2項4目. 農林水産業費県補助金は、園芸農業の施設整備に対し助成する活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金62,357千円、また、土地利用型農業の振興に資する大型機械の導入等に助成する水田農業担い手機械導入支援事業費補助金9,283千円を計上いたしております。

次に、8ページでございます。

19款. 前年度繰越金は、一般財源の額を調整し追加をいたしております。

続きまして、その次の20款. 諸収入でございます。

宝くじ収入を財源といたします財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を計上いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書10ページでございます。

まず、2款1項5目. 財産管理費は、公用車の購入費を計上いたしております。新規事業

など事務事業の拡大に伴うものでございます。また、空調設備調査・設計委託料は4,000千円を追加いたしておりますが、設置後20年以上を経過し、老朽化が進んでおります市役所本庁の基幹空調設備に係るものでございます。現状を調査いたしまして、最も有効な空調システムを検討した上で、実施設計までを行う計画でございます。

次に、6目、企画費は、コミュニティ助成事業補助金を計上いたしております。

財団法人自治総合センターから内示がありました三ノ溝区のセンター建設事業及び大江公民館と野田自治会の備品整備について助成するものでございます。

次に、10目、情報政策費は、電算管理費の番号制度システム整備委託料を追加いたしております。社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に向けまして、住民基本台帳と市税、並びに宛名の統合に係るシステムの整備に要する経費21,500千円を追加いたしております。これは平成27年10月の番号通知から、平成28年1月の利用開始に向けて準備を進めるものでございます。

次に、コンビニ収納システム導入委託料28,000千円を計上いたしております。

納税者、納付者の利便性の向上を図りますために、市税のほか、保育料、使用料など、市への納付金12の科目につきまして、コンビニエンスストアの納付システムの導入委託料でございます。市内8店舗のコンビニはもとより、全国のコンビニエンスストアでの納付ができるようにいたしまして、納めやすくするものでございます。平成27年4月からの実施を予定いたしております。

続きまして、11ページでございます。

3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費は、後期高齢者医療特別会計繰出金9,500千円を計上いたしております。特別会計の事務費に対して繰り出すものでございます。

続きまして、予算書12ページでございます。

4款1項7目、地域エネルギー政策費2,396千円を追加いたしております。環境経済部にエネルギー政策推進室を設置し、市民目線での電力データの利活用事業や、地域エネルギーシステムの構築に向けて取り組むものでございます。

続きまして、4款2項2目、塵芥処理費は、ごみ収集運搬費1,211千円を計上いたしております。高齢者世帯や障がい者世帯で一定の要件のもと、所定の場所へのごみの排出ができない世帯等につきまして、玄関先まで収集いたします福祉収集を実施するものでございます。また、資源ごみリサイクル事業費は、紙おむつリサイクルのモデル事業を2カ所追加するた

めの経費を計上いたしております。専用の袋に紙おむつを入れてもらいまして、回収ボックスを設置し、収集いたします。そして、建設資材に再生するものでございます。

続きまして、14ページ、6款、農林水産業費について御説明いたします。

6款、農林水産業費1項3目、農業振興費の水田農業振興費は、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金13,925千円を追加いたしております。米、麦、大豆の低コスト化などを図る認定農業者3名の大型機械の導入について助成するものでございます。また、園芸農業振興費は、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金62,357千円を追加いたしております。セルリーの育苗施設や、ミニトマトの温室整備についての助成でございます。

次に、7款、商工費、1項2目、商工業振興費は、企業誘致対策費として、下楠田工業用適地の用地整備工事を追加いたしております。工業用地を企業へ売却するための環境整備を行うものでございます。

続きまして、16ページでございます。

10款、教育費について、御説明申し上げます。

10款2項4目、学校施設整備費は、統合小学校の建設に伴います仮設校舎への教材等の移転委託料1,100千円、また、飯江小学校の児童が一時的に仮設校舎に通学するための送迎委託料3,900千円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第16 議案第27号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16、議案第27号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き、坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第27号 平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ9,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ610,814千円といたしております。

予算書6ページでございますけれども、歳入予算は4款1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金を追加いたしております。

また、歳出予算は、1款1項1目、一般管理費に電算システムの更新に係る改修委託料を追加いたしております。基幹システムのバージョンアップを図るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第17 議案第28号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17、議案第28号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

続きまして、議案第28号 平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

予算書2ページでございますけれども、下水道工事の積算システムにつきまして、5年間のリース契約を締結し、翌年度以降の限度額を909千円とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

お諮りをいたします。ただいま近藤新一君外17名から、発議第2号 みやま市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてが提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号 みやま市議会議員定数条例の一部を改正す

る条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 発議第2号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第2号 みやま市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。馬場議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、続きまして、提出議員の説明を求めたいと思います。8番近藤新一君、説明をお願いします。

○8番（近藤新一君）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

発議第2号 みやま市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

近年、さらなる地方分権の進展により、住民自治の根幹をなす市議会においては、より一層の責任と役割が求められております。財政的に厳しい状況を踏まえ、経費削減を進めるなど、近隣市でも行財政改革に積極的に取り組んであります。

このような状況の中、本市議会でも、平成25年12月18日に議会改革調査特別委員会を設置し、議会の組織運営等に係る調査研究について取り組んでまいりました。このたび、議員定数条例の改正の成案を見ましたので、議案を提案する次第であります。

本件は、市議会の行財政改革の推進を図るため、現行の議員定数19名を17名に改めるものであります。

なお、議員定数については、平成20年6月定例会で、それまでの定数22名を19名に改正をしたという経過もございます。今回も、近隣市の状況等も勘案し、さらに19名を17名に、2名を削減するものであります。この2名を削減することにより、年間約17,000千円を削減できるものと試算をしておるところであります。

また、この条例は、公布の日以後初めて期日を告示される一般選挙、すなわち次期市議会

議員選挙から17名にするものであります。皆様方の御理解と御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、みやま市議会議員定数の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。発議第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第2号を採決いたします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号 みやま市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案どおり可決をされました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は6月16日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午前10時49分 散会